

新型コロナウイルス感染症の対応について

1 立川市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催状況

(令和3年4月23日以降)

回	開催日時	決定・報告・検討・確認事項
55	4月23日(金) 午後1時10分～	<p>1. 緊急事態宣言下における対応について 緊急事態宣言が発出されることを想定し、4月25日(日)から5月11日(火)までの期間について、以下の事項について対応を検討しました。</p> <p>(1) 教育委員会の対応について(別紙1)</p> <p>(2) 保育園と学童保育所の対応について(別紙2)</p> <p>(3) 公共施設等の利用制限及びイベント等の取り扱いについて 東京都が発表する緊急事態措置等に準じた対応をすることを確認</p> <p>(4) 市職員の勤務体制について 在宅勤務、振替勤務等を活用し、出勤抑制に努めることを確認</p> <p>(5) 緊急事態宣言に係る市民周知について ホームページ、見守りメール、防災行政無線、ごみ収集車の放送等を通じて市民周知を行うことを確認</p>
56	4月24日(土) 午後1時～	<p>1. 緊急事態宣言下における対応について 4月25日(日)から5月11日(火)までの期間について、東京都が発表した「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」(別紙1)に基づき協議し、以下のとおり対応することとしました。</p> <p>(1) 公共施設の利用について 東京都が発表した緊急事態措置等を参考に、市民のみなさまの命と健康・安全を第一に考え、原則、庁舎や小中学校(学校教育)、児童館、保育園、学童</p>

		<p>保育所など一部を除き、公共施設の利用を別紙のとおり制限することとしました。(別紙2)</p> <p>(2) 教育委員会の対応について 中学校の部活動について、以下のとおり取り扱うこととしました。 [平日] 感染対策を徹底し、時間等の制限のうえ実施(90分間以内) [土曜、日曜、祝日] 人流の抑制のため、部活動を中止</p>
57	4月28日(金) 午後4時～	<p>1. 市内の感染状況等について 新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。(別紙1)</p> <p>2. 新型コロナワクチン接種の進捗状況について 新型コロナワクチン接種について、別紙のとおり進捗状況について報告がありました。(別紙2)</p> <p>3. 小学校の臨時休業について 市立小学校に通う児童において、新型コロナウイルスの感染が確認されたことに伴い、当該小学校を臨時休業することについて報告がありました。</p> <p>4. 認可保育園の臨時休園について 市内認可保育園に通う園児において、新型コロナウイルスの感染が確認されたことに伴い、当該認可保育園を臨時休園したことについて報告がありました。</p> <p>5. 学童保育所の臨時休所について 学童保育所に通う児童において、新型コロナウイルスの感染が確認されたことに伴う当該学童保育所を臨時休所したことについて報告がありました。</p> <p>6. ゴールデンウィーク期間中の対応・体制について ゴールデンウィーク期間中の新型コロナウイルス感染症対策に関する対応について、生活困窮者対応や緊急時の職員連絡体制等を確認しました。</p>

2 新型コロナウイルス感染症患者の発生について
(別紙参照・令和3年4月26日以降公表分)

令和3年4月24日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和3年4月23日（金）（午後1時10分～）に、第55回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のとおり決定等いたしました。

記

【決定等事項】

○ 緊急事態宣言下における対応について

緊急事態宣言が発出されることを想定し、4月25日（日）から5月11日（火）までの期間について、以下の事項について対応を検討しました。

- ・ 教育委員会の対応について（別紙1）
- ・ 保育園と学童保育所の対応について（別紙2）
- ・ 公共施設等の利用制限及びイベント等の取り扱いについて

東京都が発表する緊急事態措置等に準じた対応を確認

- ・ 市職員の勤務体制について

在宅勤務、振替勤務等を活用し、出勤抑制に努めることを確認

- ・ 緊急事態宣言に係る市民周知について

ホームページ、見守りメール、防災行政無線、ごみ収集車の放送等を通じて市民周知を行うことを確認

緊急事態宣言発出に伴う教育委員会の対応について

1 学校教育について

(1) 基本的方針

- ・学校については、感染防止対策をさらに徹底しながら学びを途切れさせないため、学校運営を継続する。
- ・感染症対策を講じてもなお感染リスクが高くなる活動は制限するとともに、今後の実施に向け、時期や方法を検討する。

(2) 具体的対応

①学校行事

○小学校

- ・八ヶ岳自然教室 令和3年5月中及び6月2日出発分は、延期
- ・日光移動教室 令和3年5月中の実施は、延期

○中学校

- ・部活動 対外試合は見合わせる。
校内での活動は、感染防止対策を徹底し、時間等を制限して実施。(練習時間は、平日 90 分、土日 150 分以内)
- ・修学旅行 令和3年5月中の実施は、延期を検討
- ・音楽鑑賞教室 令和3年5月11日予定の国立音楽大学での実施は中止。今後の時期や方法については検討中

○小中学校共通

- ・校外学習 延期を前提とし、見学先の状況を踏まえて検討
- ・授業公開 感染防止対策を踏まえてリモート公開等を検討

②教育活動時の配慮事項

引き続き以下の感染防止等の対応を徹底する。

- ・検温等の健康観察
- ・学校生活の中での感染予防
- ・欠席児童・生徒に対して、タブレットPC等を活用した学習支援
- ・児童・生徒の心のケア 等

2 社会教育施設について

(1) 基本的方針

教育委員会所管の地域学習館、学習等供用施設、学校施設開放等については、市民利用施設として市長部局の関連部署の施設と同対応とする。

緊急事態宣言発出に伴う保育園と学童保育所の対応について

1. 基本的方針

国の基本的対処方針を踏まえ対応することとし、保育園と学童保育所については、感染防止策を徹底しつつ、原則開所していく。各保育施設では感染症予防等に十分配慮し、保育が必要な市民が安心して利用できるよう、適切なサービスの提供に努める。

2. 具体的対応

- ① 緊急事態宣言下においても、十分な感染症対策を講じた上での保育運営を行う。

行事やイベント等の開催は、人数制限や時間短縮等開催方法を検討し、必要な場合は延期や中止の措置を行う。

- ② 登園・登所の自粛要請は行わない（利用者負担額の減額なし）。

家庭保育が可能な場合等に、できる範囲で家庭保育の協力をお願いする際にも、保育の必要な方に保育が提供されるよう、保護者等と十分な調整を踏まえた上で適切に対応する。

- ③ 児童や職員に感染が確認された場合等は、これまでと同様、必要に応じ臨時休園・休所の措置をとる場合がある。

- 上記の対応については、今後公表される国及び東京都の措置等を踏まえ、必要に応じ修正した上で、速やかに施設・保護者等へ情報提供していくこととする（感染拡大の状況により、対応を変更する可能性があることを付記）。

本日時点では、「保育園及び学童保育所は原則開所」との政府原案の報道があることから、4月26日は通常運営の予定であることを周知する。

- 保護者に対しては、引き続き児童・家族の体調管理や感染拡大予防等への協力をお願いするとともに、5月の連休中も含め、感染や感染疑いの状況（検査の実施等）が確認された場合には、所定の連絡先への報告をお願いする。

令和3年4月24日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和3年4月24日（土）（午後1時～）に、第56回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のとおり決定いたしました。

記

【決定等事項】

○ 緊急事態宣言下における対応について

4月25日（日）から5月11日（火）までの期間について、東京都が発表した「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」（別紙1）に基づき協議し、以下のとおり対応することとしました。

・ 公共施設の利用について

東京都が発表した緊急事態措置等を参考に、市民のみなさまの命と健康・安全を第一に考え、原則、庁舎や小中学校（学校教育）、児童館、保育園、学童保育所など一部を除き、公共施設の利用を別紙のとおり制限することとしました。

（別紙2）

・ 教育委員会の対応について

中学校の部活動について、以下のとおり取り扱うこととしました。

[平日]感染対策を徹底し、時間等の制限のうえ実施（90分間以内）

[土曜、日曜、祝日]人流の抑制のため、部活動を中止

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等

令和3年4月23日
東京都

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

(1) 区 域

都内全域

(2) 期 間

令和3年4月25日（日曜日）0時から5月11日（火曜日）24時まで

(3) 実施内容の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

①都民向け

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請 等

②事業者向け

- ・施設の使用停止の要請（休業の要請）
- ・施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請

● 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項)

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

● 特に、以下のことについて徹底（法第45条第1項）

- ・ 20時以降の不要不急の外出自粛
- ・ 混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- ・ 不要不急の都道府県間の移動は、極力控えること

3. 事業者向けの要請等

(1) 施設規模に応じて休業等を要請する施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
劇場等 (第4号)	映画館、プラネタリウム 等	【1,000㎡超の施設】 ●休業を要請 (法第24条第9項) (生活必需物資を除く) 【1,000㎡以下の施設】 休業の協力依頼 (生活必需物資を除く) 【運動施設】 全国大会等の場合は、 無観客化 を要請 (法第24条第9項)
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター、家電量販店、自転車屋、本屋、衣料品店 等	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、 等	
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(2) 「無観客開催」を要請する施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、演芸場 等	<p>●無観客開催を要請 (法第24条第9項) (社会生活の維持に必要なものを除く)</p> <p>【運動施設】 以下の事項について、 協力を依頼</p> <ul style="list-style-type: none">・入場整理の実施・酒類提供の自粛・営業時間短縮 (営業時間は20時まで)
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	
運動施設 (第9号)	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、 ゴルフ練習場、バッティング練習場 等	
遊技場 (第9号)	テーマパーク、遊園地	

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(3) 休業を要請する施設（遊興施設、飲食店）

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
酒類又はカラオケ設備を提供する遊興施設（第11号）	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブなど食品衛生法の営業許可を取っている施設（飲食業の許可を受けていないカラオケ店を含む。）	<ul style="list-style-type: none">●休業を要請（法第45条第2項） (酒類又はカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く。)●特措法施行令第12条に規定される各措置を要請（法第45条第2項）
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（第14号）	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none">・従業員に対する検査の勧奨・入場をする者の整理等・発熱等の症状のある者の入場の禁止・手指の消毒設備の設置・事業を行う場所の消毒・入場をする者に対するマスク着用周知・感染防止措置を実施しない者の入場禁止・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(4) 営業時間の短縮等を要請する施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない遊興施設 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブなど食品衛生法の営業許可を取っている施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業時間短縮を要請 (営業時間は20時まで) (法第45条第2項) ● 特措法施行令第12条に規定される各措置を要請 (法第45条第2項)
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店 (第14号)	飲食店 (居酒屋を含む。)、喫茶店 等 (宅配・テークアウトサービスは除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に対する検査の勧奨 ・ 入場をする者の整理等 ・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業を行う場所の消毒 ・ 入場をする者に対するマスク着用周知 ・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止 ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
集会場等 (第5号)	結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> ● 酒類又はカラオケ設備の提供停止の要請 (法第45条第2項) ● 営業時間短縮の要請 (～20時) (法第45条第2項) ● 「1.5時間開催」及び「50人又は50%制限」の協力を依頼

● 全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(5) その他の施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校等	●部活動の自粛の協力を依頼 ●オンラインの活用の協力を依頼
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設等	
大学等 (第3号)	大学等	
集会場等 (第5号)	葬祭場	●酒類提供自粛の協力を依頼
博物館等 (第10号)	図書館	●入場整理の実施の協力を依頼
商業施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、 貸衣装屋、クリーニング店 等	●入場整理の実施の協力を依頼 ●店舗での飲酒につながる酒類提供 又はカラオケ設備の利用自粛の 協力を依頼
	マンガ喫茶、ネットカフェ	●入場整理の実施の協力を依頼 ●酒類提供・カラオケ設備使用自粛の 協力を依頼
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾等	●オンラインの活用の協力を依頼

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(6) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、**社会生活の維持に必要なものを除き、原則として無観客等で開催すること**を要請（法第24条第9項）

○:使用可 △:一部使用制限 ×:使用不可

施設名称	4月25日から5月11日までの対応	備考
女性総合センターアイム	×	カウンセリング業務は実施
子ども未来センター (立川まんがぱーくを含む)	×	
たましんRISURUホール (立川市市民会館)	×	
たちかわ創造舎	×	
スポーツ施設 (泉体育館、柴崎体育館、練成館、屋外体育施設)	×	
学校施設の貸出 (体育館・校庭(スポーツ利用))	×	
学校施設の貸出 (音楽室等の教室)	×	
たまがわみらいパーク	×	
清掃工場の付帯施設	×	
歴史民俗資料館	×	
古民家園	×	
学習館	×	
学習等供用施設	×	
西砂リサイクルショップ	×	
福社会館	×	
旧若葉小学校	×	
立川競輪場	△	・本場開催は無観客で実施 ・場外車券発売は中止
児童館	△	貸館利用は中止
図書館	△	予約本等の受け渡しのみ実施
八ヶ岳山荘	△	新規予約の受付を中止。なお、既予約者に対しては利用の自粛を呼びかける

今後の状況によっては対象施設や期間が変更となる可能性があります。その際は改めてお知らせいたします。

※東京都の緊急事態措置等における「人流の抑制」に鑑み、主催者等に協力要請を行う。ただし、大規模な大会・イベント等については、主催者等との協議により、無観客などの緊急事態措置等に基づいた対応を講じたうえでの開催を可とする。

令和3年4月28日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和3年4月28日（金）（午後4時～）に、第57回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のとおり確認等いたしました。

記

【確認等事項】

○ 市内の感染状況等について

新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。（別紙1）

○ 新型コロナワクチン接種の進捗状況について

新型コロナワクチン接種について、別紙のとおり進捗状況について報告がありました。（別紙2）

○ 小学校の臨時休業について

市立小学校に通う児童において、新型コロナウイルスの感染が確認されたことに伴い、当該小学校を臨時休業することについて報告がありました。

○ 認可保育園の臨時休園について

市内認可保育園に通う園児において、新型コロナウイルスの感染が確認されたことに伴い、当該認可保育園を臨時休園したことについて報告がありました。

○ 学童保育所の臨時休所について

学童保育所に通う児童において、新型コロナウイルスの感染が確認されたことに伴う当該学童保育所を臨時休所したことについて報告がありました。

○ ゴールデンウィーク期間中の対応・体制について

ゴールデンウィーク期間中の新型コロナウイルス感染症対策に関する対応について、生活困窮者対応や緊急時の職員連絡体制等を確認しました。

立川市新型コロナウイルス感染症患者の発生状況

別紙1

【令和3年4月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(祝)	(金)
新たな患者数	6	4	2	2	14	2	4	3	4	6	1	1	2	2	5	8	3	2	4	2	1	4	6	6	4	3	4			
患者数の累計	954	958	960	962	976	978	982	985	989	995	996	997	999	1001	1006	1014	1017	1019	1023	1025	1026	1030	1036	1042	1046	1049	1053			
退院等者数の累計	912	913	913	915	918	918	920	922	926	928	932	933	936	952	958	960	965	970	972	977	977	983	986	988	993	1012	1013			
入院・療養中の患者数	42	45	47	47	58	60	62	63	63	67	64	64	63	49	48	54	52	49	51	48	49	47	50	54	53	37	40	0	0	0

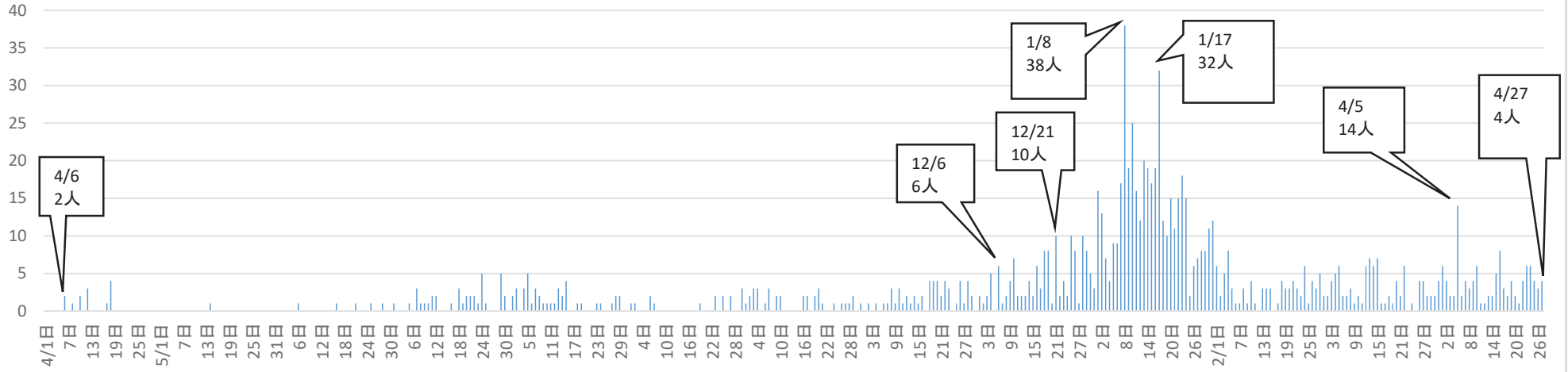
【令和3年3月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)
新たな患者数	2	2	4	5	6	2	2	3	1	2	1	6	7	6	7	1	1	2	1	4	2	6	0	1	0	4	4	2	2	2	4
患者数の累計	858	860	864	869	875	877	879	882	883	885	886	892	899	905	912	913	914	916	917	921	923	929	929	930	930	934	938	940	942	944	948
退院等者数の累計	807	811	815	819	823	826	829	831	832	838	841	844	849	855	858	861	865	866	870	871	876	879	883	885	891	892	896	903	903	906	909
入院・療養中の患者数	51	49	49	50	52	51	50	51	51	47	45	48	50	50	54	52	49	50	47	50	47	50	46	45	39	42	42	37	39	38	39

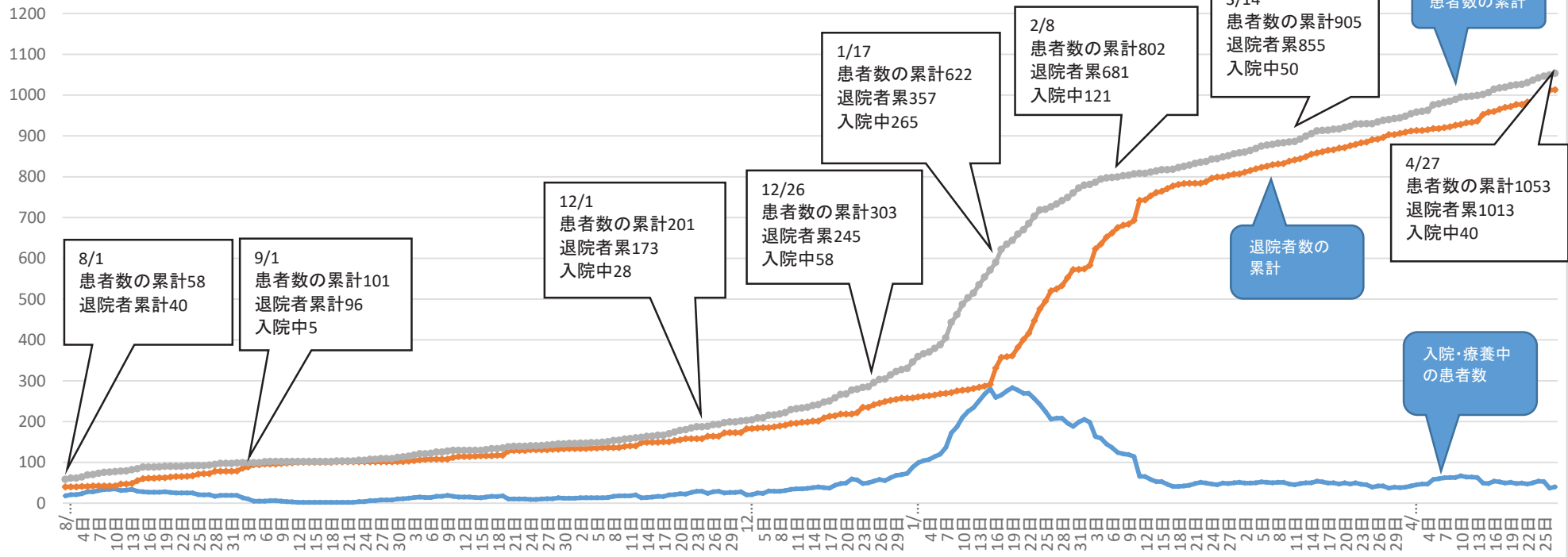
【令和3年2月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日
	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(祝)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(祝)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)
新たな患者数	6	2	5	8	3	1	1	3	1	4	1	0	3	3	3	0	1	4	3	3	4	3	2	6	1	4	3	5
患者数の累計	779	781	786	794	797	798	799	802	803	807	808	808	811	814	817	817	818	822	825	828	832	835	837	843	844	848	851	856
退院等者数の累計	574	583	623	635	652	662	675	681	684	693	742	743	753	761	764	771	777	781	783	784	784	784	788	796	799	799	803	806
入院・療養中の患者数	205	198	163	159	145	136	124	121	119	114	66	65	58	53	53	46	41	41	42	44	48	51	49	47	45	49	48	50

感染者数(新規陽性者数) R2年4月~R3年4月



感染者数(累計、退院等者数、入院・療養中者数) R2年8月~R3年4月



新型コロナウイルスワクチン接種について

1 コールセンター入電件数 3/15(月)コールセンター開設

	月日 (曜日)	日平均	週合計	備考
1	3/15(月)～3/19(金)	6件	30件	3/15(月) ホームページ掲載開始
2	3/22(月)～3/26(金)	11件	57件	3/25(木) 広報3/25号
3	3/29(月)～4/ 2(金)	28件	138件	3/30(火) 広報3/30臨時号
4	4/ 5(月)～4/ 9(金)	45件	226件	4/ 5(月) 八王子市予約受付開始
5	4/12(月)～4/16(金)	46件	231件	4/12(月) 世田谷区・八王子市接種開始
6-①	4/19(月)	1,313件	7,960件	4/15(木) 75歳以上接種券発送 4/20(火) 65歳以上接種券発送
-②	4/20(火)	2,184件		
-③	4/21(水)	1,625件		
-④	4/22(木)	1,438件		
-⑤	4/23(金)	1,400件		
7-①	4/26(月)	1,200件	1,943件	4/26(月) 高齢者施設入居者接種開始
-②	4/27(火)	743件		
	合計	331件	10,585件	日平均 10,585件/32日=331件

2 問合せメール件数 4/12(月)以降集計

	月日 (曜日)	日平均	週合計	備考
1	4/12(月)～4/18(日)	1件	8件	
2	4/19(月)～4/25(日)	5件	37件	
3	4/26(月)～4/27(火)	2件	3件	
	合計	3件	48件	日平均 48件/16日=3件

3 ワクチン納品について

4/25：2箱、4/26：1箱納品済、5/6に17箱、5/17の週に28箱、以降おおむね2週間ごとに納品予定

4 高齢者施設への対応について

4/26より高齢者施設で接種開始。本日までに4施設で120人接種済。

5 集団接種シミュレーション結果について

4/25 旧若葉小体育館で実施。医療関係者約100名他参加。複数の方式による接種方法の実施。集団接種についてのイメージができた等の意見多数。課題については今後医師会と協議し、集団接種の方法を精査・検討。

6 在宅療養者への対応について

寝たきり等医療機関等における接種が困難な市民（在宅診療対応等）約1000名。在宅（訪問）診療を実施している医療機関の協力のもと、5月中旬以降に実施できるよう検討中。

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [健康・医療](#) > [感染症・医療関連情報](#) > [感染症に関する情報](#) > [新型コロナウイルス感染症に関する情報](#) > [子どもに関する情報（学校・学童保育所・保育園など）](#) > [本市小中学校](#) > 立川市立小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について（令和3年4月26日）

更新日：2021年4月26日

立川市立小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について（令和3年4月26日）

市立小学校において、新型コロナウイルス感染症患者が次のとおり発生しました。

市としては、患者・ご家族、また学校関係者の人権を守るため、市民の皆さまにおかれましては、不当な差別や偏見につながるような行為は、厳に慎んでいただくとともに、個人情報の保護に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

1. 感染症患者

市立小学校の児童1名

2. 感染確定日

令和3年4月26日（月曜日）

3. 公衆衛生上の対策

- 保健所の調査により、濃厚接触者がいなかったため、臨時休業は行いません。

お問い合わせ

教育委員会事務局 教育部指導課
電話番号：042-528-4339
ファックス：042-528-1204

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [健康・医療](#) > [感染症・医療関連情報](#) > [感染症に関する情報](#) > [新型コロナウイルス感染症に関する情報](#) > [子どもに関する情報（学校・学童保育所・保育園など）](#) > [本市小中学校](#) > 立川市立小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について（令和3年4月28日）

更新日：2021年4月28日

立川市立小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について（令和3年4月28日）

市立小学校において、新型コロナウイルス感染症患者が次のとおり発生しました。

市としては、患者・ご家族、また学校関係者の人権を守るため、市民の皆さまにおかれましては、不当な差別や偏見につながるような行為は、厳に慎んでいただくとともに、個人情報の保護に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

1. 感染症患者

市立小学校の児童1名

2. 感染確定日

令和3年4月28日（水曜日）

3. 公衆衛生上の対策

- 当該校は、令和3年4月30日（金曜日）を臨時休業とします。

お問い合わせ

教育委員会事務局 教育部指導課
電話番号：042-528-4339
ファックス：042-528-1204

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [健康・医療](#) > [感染症・医療関連情報](#) > [感染症に関する情報](#) > [新型コロナウイルス感染症に関する情報](#) > [子どもに関する情報（学校・学童保育所・保育園など）](#) > [本市小中学校](#) > 立川市立小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について（令和3年4月30日）

更新日：2021年4月30日

立川市立小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について（令和3年4月30日）

市立小学校において、新型コロナウイルス感染症患者が次のとおり発生しました。

市としては、患者・ご家族、また学校関係者の人権を守るため、市民の皆さまにおかれましては、不当な差別や偏見につながるような行為は、厳に慎んでいただくとともに、個人情報の保護に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

1. 感染症患者

市立小学校の児童1名

2. 感染確定日

令和3年4月29日（木曜日）

3. 公衆衛生上の対策

- 保健所の調査により、学校での濃厚接触者はいませんでした。

お問い合わせ

教育委員会事務局 教育部指導課
電話番号：042-528-4339
ファックス：042-528-1204

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [健康・医療](#) > [感染症・医療関連情報](#) > [感染症に関する情報](#) > [新型コロナウイルス感染症に関する情報](#) > [子どもに関する情報\(学校・学童保育所・保育園など\)](#) > [本市小中学校](#) > 立川市立小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について(令和3年5月4日)

更新日：2021年5月4日

立川市立小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について(令和3年5月4日)

市立小学校において、新型コロナウイルス感染症患者が次のとおり発生しました。

市としては、患者・ご家族、また学校関係者の人権を守るため、市民の皆さまにおかれましては、不当な差別や偏見につながるような行為は、厳に慎んでいただくとともに、個人情報の保護に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

1. 感染症患者

市立小学校の児童4名

2. 感染確定日

令和3年4月30日(金曜日) 1名

5月1日(土曜日) 1名

5月3日(月曜日) 2名

3. 公衆衛生上の対策

- 当該校は、令和3年5月6日(木曜日)から7日(金曜日)までを臨時休業とします。

お問い合わせ

教育委員会事務局 教育部指導課

電話番号：042-528-4339

ファックス：042-528-1204